

# 真岡市社会保険等未加入対策マニュアル

令和3年1月

真岡市総務部総務課

## 目次

- 1 対象工事
- 2 取組内容
- 3 具体的な事務処理手順
- 4 二次以下の下請建設業者の社会保険等加入状況の確認等
- 5 請負代金内訳書への法定福利費の記載
- 6 契約時の取扱い

### 【様式集】

- |      |  |
|------|--|
| 様式 1 | 誓約書  |
| 様式 2 | 適用除外誓約書  |
| 様式 3 | 一次下請業者に関する社会保険等加入について（通知）                              |
| 様式 4 | 真岡市建設工事請負契約書第 8 条の 2 第 2 項に定める特別の事情について                |
| 様式 5 | 真岡市建設工事請負契約書第 8 条の 2 第 2 項に定める特別の事情の有無について（通知） ※認める場合  |
| 様式 6 | 真岡市建設工事請負契約書第 8 条の 2 第 2 項に定める特別の事情の有無について（通知） ※認めない場合 |
| 様式 7 | 社会保険等未加入建設業者について（報告）                                   |

### 【別紙】

- |    |           |
|----|-----------|
| 別紙 | 事業者へのお知らせ |
|----|-----------|

## 1 対象工事

令和3年4月1日以降に契約を締結する市発注の全ての建設工事

## 2 取組内容

### (1) 入札参加資格者

入札参加資格者は、社会保険等加入建設業者に限定する。

※建設業法第2条第3項に定める「建設業者」をいい、社会保険等適用除外事業者は除く。

### (2) 一次下請建設業者

一次下請の建設業者は、社会保険等加入建設業者に限定する。

※建設業法第2条第3項に定める「建設業者」をいい、社会保険等適用除外事業者は除く。

※建設業法第3条第1項で定める、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするものは除く。

※真岡市建設工事請負契約書第8条の2を新設する。

### (3) 二次下請建設業者以下

受注者に対して次回から社会保険等加入建設業者と契約するよう要請する。

## 3 具体的な事務処理手順

### (1) 入札参加資格者の社会保険等加入状況の確認

総務課において入札参加資格審査時に、社会保険等未加入建設業者については、入札に参加する資格を与えないものとする。

### (2) 一次下請建設業者の社会保険等加入状況の確認

#### ①落札者決定後の加入状況の確認

契約後、監督職員は初回打ち合わせ時に、受注者に対し未加入建設業者との一次下請契約の予定の有無を確認することとし、当該予定がある場合には、下請契約にあたって「特別の事情」を有しているかどうかをあらかじめ確認するものとする。

後日、当該予定があると判明した時点で受注者は、監督職員に報告するものとする。

なお、未加入建設業者であっても、下請契約を妨げることはできないが、後日、「特別の事情」と認められない場合、契約違反に基づく処分を行うものとする。

※後述(4)参照

#### ○「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事であって、契約を締結しなければ契約の目的を達することができないような場合等。

#### ○「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- ・発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請けとして施工していた場合

## ②施工体制台帳の写しの提出

公共工事については、下請契約を行う全ての建設工事について施工体制台帳の写しの提出が義務化されている。

提出の際、平成30年1月26日付け国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課事務連絡「工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について」のとおり、受注者の社会保険未加入対策の取組として、「誓約書」（様式1）を施工体制台帳に綴じ込み、監督職員に提出する。

## ③施工体制台帳の写しの確認

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳の写し及び関係書類（以下、「施工体制台帳」という。）を確認する。

施工体制台帳には、一次下請建設業者（以下、「一次下請」という。）に限り、社会保険等への加入を確認できる書類（最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し等）又は「適用除外誓約書」（様式2）を添付させ、当該書面により未加入業者との契約の有無を確認する。

確認の結果、未加入建設業者との契約が無ければ、確認を終了する。

## （3）未加入建設業者との一次下請契約を行った場合の手続き

①監督職員は、施工体制台帳の確認により、一次下請において未加入建設業者を確認した場合、「一次下請業者に関する社会保険等加入について（通知）」（様式3）を期間内（通知の翌日から原則7日以内）に提出するよう受注者に通知する。

②受注者は、理由を示した「真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に定める特別の事情について」（様式4）を監督職員に提出する。

### ③-1 「特別の事情」を有すると認めた場合

監督職員は、期間内（通知の翌日から原則30日以内）に保険加入を確認できる書類を提出するよう「真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に定める特別の事情の有無について（通知）」（様式5）を受注者に通知する。

### ③-2 「特別の事情」を有すると認めない場合

監督職員は、「真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に定める特別の事情の有無について（通知）」（様式6）を受注者に通知し、併せて当該事実の報告を「社会保険等未加入建設業者について（報告）」（様式7）により総務課長へ通知する。

## （4）契約違反に係る総務課への報告等

監督職員は、受注者が社会保険等未加入の一次下請と下請契約を締結したことによる契約違反であると認められる場合には、真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第10条に基づき総務課に報告する。

報告を受けた総務課は入札契約審査委員会に諮り、指名停止（当該認定をした日から2週間以上4か月以内）を行い、工事成績の評定者（総括監督員）は、工事成績評定（法令遵守の項目において、指名停止期間により、10点又は20点）を減点するものとする。

4 二次以下の下請建設業者の社会保険等加入状況の確認等

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書の写しにより社会保険等の加入状況を確認し、未加入の二次以下の下請建設業者との契約が判明した場合には、受注者に対して、次回から社会保険等加入建設業者と契約するよう要請する。

5 請負代金内訳書への法定福利費の記載

真岡市建設工事請負契約書第3条第4項に基づき、発注者が請求した場合は、受注者は法定福利費を記載した請負代金内訳書を作成し、発注者に提出する。

6 契約時の取扱い

落札者決定後、契約担当（入札案件については総務課、それ以外は各課契約担当）から「事業者へのお知らせ」（別紙）を落札者に渡す。

なお、令和3年3月31日までに入札公告又は指名通知を行い、令和3年4月1日以降に契約を締結するものについては、設計図書に「事業者へのお知らせ」を添付する。

様式 1

年 月 日

真岡市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

誓約書

\_\_\_\_\_  
工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての回数において下請負人とししないこと。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

様式2

年 月 日

真岡市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

適用除外誓約書

別紙の理由により、今般当社が受注した、  
\_\_\_\_\_  
(工事名) \_\_\_\_\_ 工事において、  
当社の下請負人である、(会社名) \_\_\_\_\_ には、

健康保険法第48条  
厚生年金保険法第27条  
雇用保険法第7条

に規定する届出の義務はありません。  
※該当箇所に丸印をつけること。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、  
異議は一切申立てません。

以上のことについて誓約します。

様式2（別紙）

（健康保険・厚生年金保険）

従業員5人未満の個人事業所であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

年 月 日、関係機関（ 年金事務所 課 ）に問い合わせ  
を行い、判断しました。

（雇用保険）

役員のみ法人又は個人事業所であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

年 月 日、関係機関（ハローワーク 課）に問い合わせを行い、  
判断しました。



真 第 号  
年 月 日

様

真岡市長

一次下請業者に関する社会保険等加入について（通知）

年 月 日付けで貴社が提出した施工体制台帳等を確認した結果、一次下請業者である、(会社名)が社会保険等未加入建設業者であることが確認されました。

これは、真岡市建設工事請負契約書第8条の2第1項に違反するものであり、同条の2第2項の定めに基づき、年 月 日（本通知の翌日から原則7日間以内）までに当該一次下請契約を締結しなければならない「特別の事情」について、具体的な理由を記載した書面（様式4）を提出してください。

〇〇課〇〇係

監督職員 〇〇〇

TEL 0285-〇〇-〇〇〇〇

真岡市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に定める特別の事情について

下記の工事について、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければならない「特別の事情」について報告します。

1 工事名	
2 工事箇所	
3 一次下請業者名	
4 未加入の社会保険等	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
5 理由	

真 第 号  
年 月 日

様

真岡市長

真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に定める特別の事情の有無  
について（通知）

年 月 日付けで貴社が提出した「真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に  
定める特別の事情について」を確認した結果、「特別の事情」を有するものと認めます。

つきましては、年 月 日（本通知の翌日から原則30日間以内）までに

当該未加入業者が

健康保険法第48条  
厚生年金保険法第27条  
雇用保険法第7条

に規定する届出の義務を履行し、  
※該当箇所に丸印をつけること。

その加入の状況を確認できる書類を提出してください。

※届出の義務の履行が確認できる書類

（1）健康保険又は厚生年金保険

- ・領収証書
- ・社会保険料納入証明（申請）書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

（2）雇用保険

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）

〇〇課〇〇係

監督職員 〇〇〇

TEL 0285-〇〇-〇〇〇〇

様式6

真 第 号  
年 月 日

様

真岡市長

真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に定める特別の事情の有無  
について（通知）

年 月 日付けで貴社が提出した「真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に  
定める特別の事情について」を確認した結果、同条の2第2項前段に定める特別の事情を有すると  
は認められませんでした。

〇〇課〇〇係

監督職員 〇〇〇

TEL 0285-〇〇-〇〇〇〇

総務課長

様

課長

社会保険等未加入建設業者について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

1 工事名		
2 工事箇所		
3 受注者	許可番号	許可（ - ）第 号
	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	
4 未加入下請業者	許可番号	許可（ - ）第 号
	所在地	
	商号又は名称	
	代表者	
	下請次数	1次 2次 3次 その他（ ）
5 未加入の社会保険等	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険	
6 添付書類	施工体制台帳（添付書類及び再下請負通知書を含む） 施工体系図	
7 通知を行う理由	①理由書の提出がなかった ②「特別の事情」が認められなかった ③保険加入を確認できる書類の提出がなかった ④2次以下の未加入建設業者の報告のため ⑤その他（ ）	

## 事業者へのお知らせ

## 社会保険等未加入対策に係る建設工事請負契約書の改正等について

真岡市は真岡市建設工事請負契約書を改正し、令和3年4月1日以降に真岡市と契約を締結する全ての建設工事について、一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定しました。（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、社会保険等加入適用除外事業者を除く。）

この改正に伴い、発注者に提出する施工体制台帳に社会保険関係書類の添付等が必要になります。

## 【概要】

## (1) 一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定

受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方とすることはできません。（社会保険等加入適用除外事業者を除く。）

※発注者が一次下請業者に「特別の事情」（※（3）②参照）があると認め、当該業者が発注者の指定する期間内に社会保険等に参加する場合を除きます。

## 【社会保険等加入適用除外事業者の例】

- ・健康保険：従業員が5人未満である個人事業主等
- ・厚生年金保険：従業員が5人未満である個人事業主等
- ・雇用保険：従業員が一人も雇用されていない法人等

## (2) 契約違反に対する受注者への措置

社会保険等未加入建設業者を一次下請とすることは契約違反となりますので、受注者に対して指名停止と工事成績評定の減点の措置を行います。

## (3) 受注者による一次下請業者の社会保険等の加入状況の確認と施工体制台帳の提出

## ①確認の方法

下請契約の締結前に、一次下請業者の最新の総合評定値通知書（経営事項審査を受けていない場合は保険料の領収済通知書等）により、一次下請契約の相手方の社会保険等の加入状況を確認してください。

社会保険等加入の適用除外業者と契約を締結する場合は、受注者が「適用除外誓約書」（様式2）を作成し提出してください。

※適用除外業者の該当の有無については、年金事務所等にご確認ください。

## ②「特別の事情」の該当の有無の発注者への事前確認

「特別の事情」への該当の有無については、下請契約の締結前に発注者（監督員）に確認してください。（発注者から当該下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した「理由書面」を提出するよう通知「一次下請業者に関する社会保険等加入について（通知）」（様式3）があった場合には、理由書面「真岡市建設工事請負契約書第8条の2第2項に定める特別の事情」（様式4）を発注者（監督員）あて提出します。）

発注者が一次下請業者に次の「特別の事情」があると認め、当該業者が発注者の指定する

期間内（30日間）に社会保険等に加入した場合には、受注者は一次下請契約の相手方とすることができます。

- 「特別の事情」とは  
特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事であって、契約を締結しなければ契約の目的を達することができないような場合等。
- 「特別の事情」に該当しないと考えられる例
  - ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
  - ・発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
  - ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
  - ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請けとして施工していた場合

### ③施工体制台帳の提出

施工体制台帳には、一次下請業者の社会保険の加入または適用除外を証明できる書類を添付し、発注者に提出してください。

#### 【社会保険加入または適用除外を証明する書類】

- ・一次下請業者の最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し  
※経営事項審査を受けていない場合で、社会保険の加入をしている者は保険料の領収済通知書等
- ※経営事項審査を受けていない場合で、社会保険等加入が適用除外の者は、受注者が作成した「適用除外誓約書」（様式2）

### （4）請負代金内訳書に法定福利費を記載

発注者から請求があった場合には、法定福利費を記載した請負代金内訳書を作成し、発注者に提出してください。（第3条第4項追加）

### （5）その他留意事項

二次下請以下については、社会保険等未加入建設業者との契約に限定していませんが、真岡市発注工事においては、可能な限り加入業者と契約するようお願いいたします。

※真岡市の社会保険未加入対策については、市ホームページに掲載しています。

ホーム → くらし・市政 → しごと・産業・入札 → 入札・契約情報

[https://www.city.moka.lg.jp/toppage/shigoto\\_sangyo\\_nyusatsu/8/index.html](https://www.city.moka.lg.jp/toppage/shigoto_sangyo_nyusatsu/8/index.html)

【参 考】真岡市建設工事請負契約書に下記を追加

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

【問い合わせ先】

社会保険等未加入対策の取組みについて

総務部総務課契約検査係 ☎ 0285-83-8145